

平成20年4月から 新しい高齢者の 後期高齢者医療制度について

新しい医療制度は、**75歳以上の方**（一定の障害があり認定を受けた65歳以上の方を含む）が加入します。県内にお住まいの75歳以上の高齢者等の方は、**平成20年4月には自動的に被保険者**となります。現在、国民健康保険や社会保険などに加入されている方も、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者となる人は？

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）
- 65～74歳で一定の障害があり広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）
- 制度施行の平成20年4月1日に75歳以上の方、一定の障害があり認定を受けている65歳以上の方は、自動的に被保険者となります。

被保険者は誰だい？

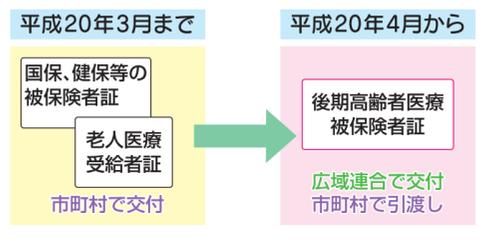


被保険者証は？

被保険者証はどうなるのですか？

- 平成20年3月末までにお送りする予定です。
- おひとりずつ交付します。
- クレジットカードと同じくらいのサイズになります。
- 今までの老人医療受給者証は必要なくなります。新しい被保険者証に負担割合を表示します。

被保険者証が変わります



保険料

保険料はいくらですか？

- 保険料率は平成19年11月開催予定の広域連合議会の中で決定する予定です。あらためてお知らせいたします。

保険料は、県内広域連合内で市町村によって違うのですか？

- 均等割と所得割率は、広域連合内で均一とされますので、保険料は原則として広域連合の区域内では均一となります。

保険料はいくら？

支払い方法は？

保険料は県内で一緒なのかい？

上限額は？

保険料の支払い方法について教えてください。

- 年額18万円以上の年金受給者については、原則、年金から保険料が天引きされます。それ以外の場合は、加入者が住む市町村ごとに定める納期に従って納付書によりお支払いいただくことになります。ただし、介護保険と合わせた保険料が、年金額の2分の1を超える場合は年金からの天引きの対象になりません。

一人ひとりの保険料額には、上限額（賦課限度額）が設けられますか？

- 上限額は年額50万円に設定されます。

※厚生労働省の資料を参考に作成しておりますが、今後内容について変更される場合があります。

後期高齢者医療制度 新しい制度の運営は 【後期高齢者医療広域連合】が行います 医療制度がはじまります

給付

これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます

医療機関での負担は？



医療機関での負担割合はどうなるのですか？

- 医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、現行の老人保健医療制度と同様、所得に応じて1割又は3割となります。

受けられる給付は？

どのような給付が受けられますか？

- 療養の給付（病気やけがの治療を受けたとき）
- 入院時食事療養費（入院したときの食事代）
- 入院時生活療養費（療養病床に入院したときの食事代・居住費）
- 保険外併用療養費（差額を負担して医療を受けたとき）
- 療養費（急病等で被保険者証を持たずに病院にかかったときなどは、一旦全額自己負担し、後から申請して認められると自己負担分以外が療養費として支給されます）
- 訪問看護療養費（訪問看護サービスを受けたとき）
- 移送費（緊急の入院や転院で移送が必要になったとき）
- 高額療養費（1ヶ月に払った自己負担額が高額になったとき）
- 葬祭費（被保険者が死亡したときに、葬祭を行った人に対して支給されます）
- 高額介護合算療養費
- 特別療養費

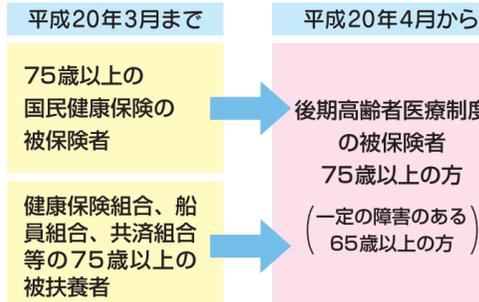


手続き

手続きは？

現在老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者へはどのような手続きが必要となりますか？

- 県内にお住まいの75歳以上の高齢者の方は、平成20年4月には自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。
- 特に手続きの必要はありません。



広域連合と市町村が行うしごと

広域連合の行うおもなしごと

被保険者の認定や保険料の決定、給付の決定など制度の運営全般を行います。

- 被保険者の加入・脱退や被保険者証の交付
 - ・ 被保険者の認定、資格管理
 - ・ 被保険者証、資格証明書の交付 など
- 保険料の決定
 - ・ 保険料率の決定・保険料の賦課
 - ・ 保険料の減免等の決定 など
- 給付に関する決定
 - ・ 減免や減額の決定
 - ・ 給付の支給、不支給の決定 など
- 保健事業

市町村の行うおもなしごと

保険料の徴収や各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡しなどの窓口業務を行います。

- 被保険者の加入・脱退の届出や被保険者証の引渡し
 - ・ 被保険者の加入、脱退の届出の受付
 - ・ 交付された被保険者証の引渡し
 - ・ 保険料滞納時に発行される資格証明書の引渡し など
- 保険料の徴収
 - ・ 保険料の納期決定（普通徴収）
 - ・ 保険料の年金からの特別徴収
 - ・ 保険料の減免申請の受付
 - ・ 督促状の発行、滞納処分 など
- 給付に関する申請受付
 - ・ 減免や減額申請の受付
 - ・ 高額療養費等の申請受付
 - ・ 葬祭費等の申請受付 など

新しい医療制度で
楽しい毎日を...

